

第180回国際高官セミナー（対面実施）
「被疑者及び被告人並びに犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）の促進」

1 日程及び参加者

- 令和5年1月13日（金）から同年2月6日（月）まで
- 海外参加者22名（16か国から参加）
- 国内参加者3名

2 研修概要

本研修では、被疑者及び被告人並びに犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）の促進を主要課題としました。各参加者は自国の法律扶助（Legal Aid）について発表しました。その発表や講義を通じて、各参加者は、被疑者及び被告人並びに犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）に関する各国の経験、運用、戦略等について、最近の国際的な傾向も踏まえながら学びました。そして、学んだ知見を踏まえて、被疑者及び被告人並びに犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）に関する課題を解決する効果的な方法についてグループ討議を行いました。

また、本研修は、各国における被疑者及び被告人並びに犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）を促進する方法に関する各参加者の知識を高めるとともに、各国の取組に関する情報共有を可能にする人的ネットワーク構築も目的としていました。

3 研修の内容

(1) 講義

本研修においては、国連アジア極東犯罪防止研修所教官による講義のほか、次の客員専門家及び国内講師による講義を行い、各講義の後に質疑応答の機会を設けました。いずれの講師に対しても、研修参加者から多くの質問が出されました。

【客員専門家】

- ヴィンセント・チェン・ヤン 氏 **【オンライン講義】**
刑事改革刑事司法政策国際センター（カナダ）シニアアソシエイト
講義名：カナダの刑事法律扶助（Legal Aid）
- アニカ・ホルターホーフ 氏 **【オンライン講義】**
国連薬物・犯罪事務所、条約局、犯罪防止・刑事司法班（法律扶助部門）
担当官
講義名：刑事司法制度における法律扶助（Legal Aid）へのアクセスの向上
（ソニア・ラハマン氏との共同講義）

○ ソニア・ラハマン 氏 【オンライン講義】

国連薬物・犯罪事務所、条約局、犯罪防止・刑事司法班 法律コンサルタント

講義名：被疑者、受刑者、被害者及び証人の法律扶助（Legal Aid）へのアクセスに関する国連薬物・犯罪事務所の技術支援（アニカ・ホルターホーフ氏との共同講義）

【国内講師】

○ 上 谷 さくら 氏 桜みらい法律事務所 弁護士

講義名：日本における弁護士による犯罪被害者支援

○ 冨 田 さとこ 氏 法テラス本部国際室 室長（弁護士）

講義名：日本の刑事法律扶助（Legal Aid）制度

○ 武 藤 一 誠 氏 警察庁犯罪被害者支援室課長補佐

講義名：警察による犯罪被害者支援

○ 長谷川 薫 氏 東京地方検察庁犯罪被害者支援室長（検事）

講義名：東京地方検察庁犯罪被害者支援室の取組について

(2) 個人発表

各研修参加者が、自国の法律扶助（Legal Aid）に関する制度、実務及び課題について発表しました。各発表に対して、研修参加者から多くの質問が出され、活発な質疑応答が行われました。各研修参加者の他国の制度等に対する強い関心がうかがわれました。

(3) グループワーク

研修参加者が4つのグループに分かれ、各グループにおいて、被疑者及び被告人又は犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）を促進させる方法に関して討議を行いました。被疑者及び被告人の法律扶助（Legal Aid）と犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）の両方を討議するか、どちらか片方を討議するかは、各グループの判断に委ねました。前者だけを討議したグループが1つ、後者だけを討議したグループが2つ、両方を討議したグループが1つでした。

討議においては、各国の制度や実務を改めて共有しつつ、個人発表や講義で得た知見を踏まえ、法律扶助（Legal Aid）の更なる促進の課題を抽出した上で、それらを解決するための具体的な方策について議論しました。各研修参加者は非常に真剣かつ意欲的で、非常に積極的かつ建設的な討議が行われました。討議に入るまでに築かれていた良好な人間関係もそうした積極的かつ建設的な議論に寄与していました。

各グループが討議の結果を発表しました。グループが各発表に対しては、

他のグループに属する研修参加者から多くの質問が出され、ここでも活発な質疑応答が行われました。

4 研修参加者からのフィードバック等

研修参加者から、講義、個人発表及び討議に対して、様々な知識を得るとともに、貴重な意見交換ができて有益であったなどの肯定的な意見が多く寄せられました。また、研修内外で見聞きしたことを踏まえ、日本人の規律正しさに驚いたという意見も寄せられました。

5 担当教官の所感

被疑者及び被告人の法律扶助（Legal Aid）は従前から各国の関心が非常に高いテーマの一つです。他方、犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）は、被疑者及び被告人の法律扶助（Legal Aid）に比べると新しい分野であるため、本研修の準備段階では、研修参加者が犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）についても関心を抱いてくれるかについて若干不安を感じていました。しかし、犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）についても、研修参加者の関心は非常に高く、両方の法律扶助（Legal Aid）について積極的な質疑応答や討議が展開されました。

担当教官としても研修参加者から各国の制度や運用など多くのことを学びました。また、研修参加者の真剣さや熱意に感化されました。各研修参加者が本研修で得た知見が、各国の制度や運用の発展に寄与することを願います。

また、当研修所では、コロナ禍の下でオンライン形式の研修を実施していましたが、本研修は、昨年11月に開催された第24回汚職防止刑事司法研修に引き続き、研修参加者を日本に迎えて対面形式で実施しました。対面でのコミュニケーションによって、活発な意見交換や研修参加者間の人的ネットワーク構築が容易になり、研修の充実度が増したのではないかと感じました。本研修期間中に構築された人的ネットワークが、今後長期間にわたって続くことを願います。